

大山崎町人事行政の運営等の状況の公表（平成23年度）

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況（平成22年度）

① 採用試験の状況

職 種	申込者数 A	1次試験合格者数	採用者数 B	倍 率 A/B	(参考) 21年度の倍率
事務職	42名	16名	7名	6.0	10.0
技術職(土木)	2名	1名	0名	—	2.0
保育士	16名	5名	1名	16.0	2.0

② 退職者数

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
3人	4人	2人			1人	10人

(注) 退職者数には、再任用職員、嘱託員、臨時職員に係る退職者数を含みません

(2) 職員数の状況

① 年齢別職員数（平成22年4月1日）

年齢	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	計
職員数	0人	1人	14人	19人	7人	5人	14人	9人	16人	26人	29人	140人

② 職員数の推移

年度	平成17年 度	平成18年 度	平成19年 度	平成20年 度	平成21年 度	平成22年 度
職員数	178人	171人	162人	153人	144人	140人

2 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成22年4月1日現在）

勤務時間	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
	38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0～1時	なし
週休日	勤務時間を割り振らない日（日曜日・土曜日）					
休日	国民の祝日に関する法律に規定されている休日および12月29日から翌年1月3日までの日					

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成22年1月1日～12月31日）

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
4,504日	1,236日	114人	10.8日	27.4%

（注1）付与日数は、1暦年につき20日（当該年の途中に採用された者は、同年の在職期間に応じた日数）で、当該年に取得しなかった場合は20日を限度として翌年に繰り越すことができるものとされています

（注2）対象職員数は、平成22年1月1日～12月31日までの全期間について在職した一般職員であり、当該期間の中途に採用された者および退職した者ならびに育児休業、休職の事由がある職員を除いています

(3) 育児休業および育児のための部分休業の取得状況（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

区分	育児休業 取得者数	平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象職員）		うち育児休業 取得者数	うち部分休業 所得者数	
		うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数		うち両休業 取得者数	うち部分休業 所得者数
男性職員						
女性職員	3人					
計	3人					

（注1）「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成22年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段には育児休業（部分休業）の期間が平成21年度から22年度にかけて引き続けている者の数を記載しています

（注2）「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段の平成20年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者の数には「平成22年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業（部分休業）をした職員」と「平成21年度中に新たに育児休業が取得可能となったが、平成22年度に新規に育児休業（部分休業）を取得した職員」の両方が含まれます

(4) 介護休暇の取得状況

区分	介護休暇 取得者数	要介護者 (続柄など)	取得形式	介護休暇 承認期間
男性職員	0人	—	—	—
女性職員	0人	—	—	—
計	0人			

3 職員の分限および懲戒処分の状況（平成22年度）

(1) 分限処分者数

該当ありません。

□ 懲戒処分者数

地方公務員法第29条第1項第2号に抵触したもの…1人

4 服務の状況

綱紀保持の取組

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治行為の制限、営利企業等への従事制限などの義務が課されているところです。

大山崎町においては、これらの服務規律の確保を徹底するため、毎年、依命通達などにより綱紀の保持および公務員倫理の確立を図っています。

5 研修の状況（平成22年度）

地方公務員法は、公務能率の増進の観点から、職員に対して研修を受ける機会を与えることを任命権者に義務付けています。大山崎町においては以下のとおり研修を実施しました。

	研修名	実施日	研修期間	受研者数
町主催	コミュニケーション能力向上研修	平成22年11月10・11日	2日	112人
	長期勤続職員自主研修	通年	2日～5日	6人
委託研修	新規採用職員研修	平成22年10月28・29日／11月1日	3日	4人
	一般（5年目）職員研修	平成22年6月29・30日	2日	2人
	新任係長研修	平成22年5月20・21日	2日	1人
	課長研修	平成22年10月5・6日	2日	1人
	法制執務研修（基礎）	平成22年5月27・28日	2日	3人
	法制執務研修（応用）	平成22年6月24・25日	2日	2人
	人事評価制度の「定着化」	平成22年6月21～22日	2日	1人
	公務員倫理の徹底と管理・監督者の役割	平成22年7月13・14日	2日	2人
	プレゼンテーション研修	平成22年9月9・10日	2日	1人
	ファシリテーション研修	平成22年9月16・17日	2日	1人
	クレーム対応力の向上研修	平成22年12月2・3日	2日	1人
	協働の実践研修	平成22年6月3日・4日	2日	1人
	危機管理研修	平成22年10月13・14日	2日	1人
議会運営実務研修	平成23年1月20・21日	2日	1人	

	財政担当職員初任者研修	平成22年6月17日	1日	1人
	納税事務研修	平成23年2月15日	1日	1人
	農業所得に係る収支計算研修	平成22年9月28日	1日	1人
	木造家屋評価研修	平成22年11月26日	1日	1人
	エクセル研修（基礎）	平成22年8月18日	1日	1人
	エクセル研修（応用）	平成22年9月3日	1日	1人
派遣研修	行政経営とその改革の手法	平成22年5月11～14日	4日	1人
	地方公営企業の基本	平成22年6月13～25日	3日	1人
	地域アイテムによる地域の活性化	平成22年9月16日	1日	1人
	ユニバーサルデザインによるまちづくり	平成22年2月16～18日	3日	1人
	財務基礎実務	平成22年10月27日	1日	1人
	土地の課税と評価実務	平成22年6月28・29日	2日	1人
	入札制度改革と談合防止対策	平成22年8月26・27日	2日	1人
	都市計画研修	平成22年5月24～28日	5日	1人
	遊具の日常点検講習	平成22年10月15日	1日	1人
	政策評価に関する統一研修	平成23年2月9日	1日	1人
	政策評価に関する統一研修	平成23年3月11日	1日	1人
	南山城地域活性化研修会	平成22年11月8日	1日	1人

6 福祉および利益の保護の状況（平成22年度）

地方公務員法においては、職員の生活、身分を安定させることにより公務能率の増進に寄与することを目的として、職員の福祉および利益の保護を適切かつ公正に行うことが規定されており、厚生福利制度、公務災害補償制度が定められています。また、労働安全衛生法においては、職場における職員の安全と健康を確保することが規定されています。

大山崎町における職員の福祉および利益の保護の状況については次のとおりです。

	主な内容	実施日	備考
保健事業	定期健康診断	平成22年9月29・30日	受検者数123人
	特殊健康診断	平成23年1月25日	受検者数40人
	人間ドック他	通年	
福利厚生	京都府市町村職員厚生会生活設計支援事業	通年	
	京都府市町村職員厚生会元気回復事業	各事業実施日程による	
	京都府市町村職員厚生会給付事業	通年	
	大山崎町職員厚生会事業	各事業実施日程による	
公務災害補償の認定件数		公務災害…0件	通勤災害…0件

7 公平委員会に関する事項

職員の権利は、勤務条件に関する措置要求制度および不利益処分に関する不服申立て制度により保護されています。勤務条件に関する措置要求は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また不利益処分に関する不服申立ての制度は、不利益

な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことができる制度です。

【平成22年度の状況】

勤務条件に関する措置要求…0件

不利益処分に関する不服申立て…0件